

未定稿

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)	見直し案
<p>児童福祉行政指導監査の実施について 平成12年4月25日児発第471号 各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 [一部改正] 平成15年4月1日 雇児発第0401010号</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。</p> <p>ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管下児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（児童家庭局所管施設並びに里親及び保護受託者をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いします。</p> <p>なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。</p> <p>おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。</p> <p>1 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。</p> <p>2 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一的実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いします。</p>	<p>児童福祉行政指導監査の実施について 平成12年4月25日児発第471号 各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 [一部改正] 平成15年4月1日 雇児発第0401010号 平成 年 月 日 雇児発第 号</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。</p> <p>ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いします。</p> <p>なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。</p> <p>おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p style="text-align: center;">児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p>	<p style="text-align: center;">見直し案</p>
<p>別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱</p> <p>1 指導監査の目的 指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。</p> <p>2 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1) 「都道府県」には指定都市及び中核市を、「都道府県知事」には指定都市及び中核市の市長を、それぞれ含むものとする。 (2) 「児童福祉施設」とは、児童家庭局所管施設並びに里親及び保護受託者をいう。 (3) 「措置費等」とは、児童入所施設措置費及び保育所運営費負担金をいう。 (4) 「入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所を除く施設をいう。 (5) 「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める措置を採る市町村及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。</p> <p>3 指導監査の方針 (1) 児童福祉施設の措置費等についての実施機関に対する指導監査は、当該事務の執行が適正に行われているか否かにつき実施するものであるが、併せてこれと密接に関連する当該実施機関の組織・機構、施設入所関係事務、措置費等の関連予算の編成・執行及びその他の事務処理状況等行政全般にわたる状況についても把握するよう努めること。 (2) 児童福祉施設に対する指導監査は、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施するとともに、施設が民間施設である場合は、当該施設の財政的基盤の状況等についても把握すること。 前記の実施に当たっては、児童福祉施設がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力をも勘案し、形式的、画一的指導にならないよう留意すること。</p>	<p>別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1) 「都道府県」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市を、「都道府県知事」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を、それぞれ含むものとする。 (2) 「児童福祉施設」とは、<u>雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親等</u>をいう。 (3) (略) (4) (略) (5) 「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。</p> <p>3 (略)</p>

<p style="text-align: center;">児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p>	<p style="text-align: center;">見直し案</p>
<p>(3) 児童扶養手当支給事務についての指導監査は、市町村における手当に係る認定請求及び諸届等の受理、審査、進達等の処理状況が適正か否かにつき実施するものである。</p> <p>4 指導監査の対象 指導監査は、市町村並びに児童福祉施設の他、必要に応じ児童相談所、福祉事務所等についても対象とすること。</p> <p>5 指導監査の方式及び回数 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施すること。</p> <p>(1) 一般指導監査は、次のアからエによること。 ア 実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める措置機関）及び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。</p> <p>イ 実施機関（児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村）の指導監査については、2年に1回以上の実地監査を行うこと。</p> <p>ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第12条の2の規定により年1回以上の実地監査を行うこと。 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。 また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。</p> <p>エ 民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配意すること。</p> <p>(2) 特別指導監査は、問題を有する実施機関及び児童福祉施設を対象に必要なに応じて特定の事項について実施すること。</p> <p>6 指導監査の実施計画の策定 (1) 指導監査の実施計画は、毎年度当初に策定すること。 (2) 指導監査実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。 (3) 指導監査の実施時期については、その監査の対象となる実施機関及び児童福祉施設における諸般の事情等を考慮して決定すること。</p> <p>7 指導監査班の編成 (1) 指導監査班は、必要に応じて指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針について十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則として係長以上の職にある者とする。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) (略) ア 実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施機関）及び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。 イ (略)</p> <p>ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第38条の規定により年1回以上の実地検査を行うこと。 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。 また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

<p style="text-align: center;">児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p>	<p style="text-align: center;">見直し案</p>
<p>(2) 児童扶養手当支給事務の指導監査に当たっては児童福祉施設等の指導監査事項と区分して指導監査班を編制すること。 (3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、<u>その所掌に当たる技術指導吏員等を必要に応じて参加させる等配慮すること。</u></p>	<p>(3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、必要に応じて次のア～ウのいずれかの者を参加させる等により適切な指導が可能となる体制を整えること。 ア 児童福祉施設の所掌に当たる技術指導吏員 イ 児童福祉施設職員（元児童福祉施設職員を含む。） ウ <u>その他児童福祉施設内の入所者の処遇について知見を有する者</u></p>
<p>8 指導監査の事前準備 (1) 指導監査の実施に当たっては、その対象となる者に対し、その期日、指導監査職員の指名その他必要な事項を特別な場合を除き事前に通知すること。 (2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実行を期すること。 (3) 指導監査に必要な資料（自主点検表を徴することとしている場合は、それを含む。）は、あらかじめ整備を行わせること。なお、提出資料等については、過重なものとならないよう配慮し必要なものに限ること。 (4) 児童扶養手当支給事務の指導監査において、受給資格者等に対する実地調査に当たる職員には、児童扶養手当受給資格調査員証をあらかじめ交付しておくこと。</p>	<p>8 (略)</p>
<p>9 指導監査項目 指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙2「児童扶養手当支給事務指導監査項目」に準拠して実施すること。</p>	<p>9 (略)</p>
<p>10 指導監査実施上の留意事項 (1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。 (2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。 (3) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めること。</p>	<p>10 (略)</p>
<p>11 指導監査結果の措置 (1) 講評及び指示等 指導監査職員は、指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言・勧告又は指示を行うこと。 ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し別途講評及び助言・勧告又は指示を行うこと。</p>	<p>11 (略)</p>